

資料 2 - 1

改正児童福祉法による保育所等の職員による虐待に関する通報義務への対応について

1 概要 資料 2 - 2

改正児童福祉法の施行に伴い、保育所など施設・事業で職員による児童虐待が発生した場合、児童福祉審議会等に報告し、意見をいただくしくみになりました。

2 本市が報告を受ける対象施設とその事業概要

芦屋市の場合、資料 2 - 2に記載のある施設のうち、市の児童福祉審議会等に報告する対象は次の 4 つとなります。

(1) 小規模保育事業

0歳～5歳までのこどもを対象に、定員が6人以上19人以下の少人数で、きめ細かな保育を実施する事業所として、国の認可事業に位置付けられている事業。

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学生を対象に、保護者が働いているなどにより昼間家庭にいない場合、授業終了後などに、小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供する事業。

(4) 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

保護者が病気その他の理由で、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難な場合などに、児童養護施設などで一定期間、養育・保護する事業。

3 芦屋市の体制

- ・児童福祉審議会は、こどもや妊産婦等の福祉について調査、審議する合議制の附属機関で、児童福祉法により都道府県や政令市へ設置を義務づけている。
- ・今回の対応について、国のガイドラインでは、児童福祉審議会を設置していない自治体は、あらかじめ指名した児童福祉の専門家等（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）に報告する方法も示されているため、「こども・若者未来応援会議」の委員の中から、個別に指定をさせていただき、事態が発生した場合に報告する体制とします。